

令和7年度

事業計画

一般財団法人山梨県交通安全協会
山梨県交通安全活動推進センター

令和7年度事業計画

令和7年度における当協会の事業の推進にあたっては、山梨県下の交通情勢と山梨県の交通重点目標を勘案した事業計画に基づき

- 1 高齢者と子供の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 2 飲酒運転の根絶
- 3 自転車等の安全適正利用の推進
- 4 二輪車の交通事故防止
- 5 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 6 早めのライト点灯・ハイビームの活用の徹底と反射材使用の推進

を活動重点と定め、各事業を推進することといたしました。

令和6年中の県内の交通事故の発生状況は

発生件数	2,013件	(前年比-99件)	-4.7%
死者数	28人	(前年比-1人)	-3.4%
負傷者数	2,439人	(前年比-156人)	-6.0%

であり、発生件数、死者数及び負傷者数ともに減少いたしました。

昨今は、県民生活や県内経済等がコロナ禍前の水準に戻り、これに伴って道路における交通量は益々増加するとともに、インバウンドの増加に伴う外国人ドライバーの交通事故が増加傾向を示すなど、予断を許さない状況が続いていますが、交通安全を推進する関係機関・団体による積極的な各種交通安全活動等が奏功し、前年から減少したものと思料されます。

昨年の死亡事故の特徴としては、65歳以上の高齢者が17人と前年より2人減少したものの、死者数全体の60.7%を占めるなど依然として高齢者が死者の多くを占めており、今後、さらに高齢者に対する交通事故防止活動を推進する必要があります。また、飲酒運転による交通事故も33件と前年より5件減少しましたが、その一方で、人口10万人当たりの飲酒運転による交通事故件数は、一昨年に引き続き全国ワースト2位という不名誉な結果となり、飲酒運転の根絶に向けた交通安全活動についても、組織を挙げて強力に推進する必要があります。

当協会としては、令和7年度が最終年度となる第11次山梨県交通安全計画に示された目標の実現のため、県警察をはじめとする関係機関の指導のもと、交通関係団体及び県内各地区交通安全協会と緊密に連携を図りながら、積極的かつ効果的な交通安全活動を推進していくなど、民間の交通安全活動推進団体の中核として、その責任を果たしてまいります。

実施事業（公益事業）の部

第1 交通安全の普及・啓発活動事業

1 交通安全運動の推進

関係機関・団体と連携・協力して次に掲げる各種交通安全運動を実施し、広報媒体の活用等により県民の交通安全意識の普及及び高揚に努め、安全な交通社会の実現を図る。

- 春の全国交通安全運動 4月 6日(日)～4月15日(火)
- 春の連休時における交通安全運動 4月26日(土)～5月 6日(火)

- 夏の交通事故防止県民運動 7月21日(月)～8月20日(水)
- 秋の全国交通安全運動 9月21日(日)～9月30日(火)
- 年末の交通事故防止県民運動 12月1日(月)～12月31日(水)
- 高齢者の交通死亡事故防止運動 通 年
- 山梨県飲酒運転根絶運動 通 年
- 「飲酒運転しない・させない山梨キャンペーン」運動
12月1日(月)～1月31日(土)
- 全席シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動 通 年
- 全席シートベルト・チャイルドシート着用重点期間
7月、8月(2月間)
- 全席シートベルト・チャイルドシート着用推進の日 毎月14日
- 自転車安全適正利用推進運動 通 年
- 二輪車交通事故防止運動 通 年
- 交通安全一市町村一運動 通 年

2 交通安全イベントの実施

(1) 全県民対象

交通安全推進県民大会 1月下旬 (予定)

交通功労者への表彰や交通安全宣言を行い、県民の交通安全意識の高揚を図る。

(2) 小学生対象

ア 交通安全子供自転車県大会 6月28日 (予定)

イ 小学生交通安全ポスターコンクール 9月下旬 (予定)

(3) 中学生対象

県中学生交通安全弁論大会

10月30日 敷島総合文化会館（予定）

(4) 高校生対象

交通安全CMコンテスト 3月上旬（予定）

県内の高校生を対象として、スマホ等で15秒の交通安全CMを作成した作品を募集し、春の全国交通安全運動期間中及び年末の交通事故防止県民運動期間中にその優秀作品をテレビ放映する他、当協会のホームページにおいて紹介する。令和7年度の募集に当たっては、「飲酒運転の根絶」を制作テーマとして設定することとする。

(5) 高齢者対象

高齢者交通安全グラウンド・ゴルフ大会

11月5日 JITリサイクルスタジアム（予定）

(6) 二輪車対象

ア セイフティーライディングスクールの開催 年12回

イ 二輪車安全運転山梨県大会 11月16日（予定）

3 広報・啓発活動

(1) テレビ放送

高校生交通安全CMコンテストの優秀作品をテレビ放映し、高校生を中心とした若者の交通安全意識の高揚を図るほか、YBS山梨放送主催、交対協及び、県警察後援の「黄色い手帳運動」（小学校新入学児童を対象とした傷害保険付きの交通安全手帳の配布活動）に協力し、テレビ広報活動を実施する。

(2) ラジオ放送

年間を通して、ラジオ放送でドライバー等に飲酒運転の根絶を呼びかけるなど、交通安全意識の高揚と交通事故防止を図る。

(3) 新聞広報

春と秋の全国交通安全運動期間及び夏と年末の交通事故防止県民運動期間中に新聞広告を掲載し、交通安全運動の周知を図る。

(4) 機関紙の発行

当協会の広報紙「交通安全情報やまなし」を年4回発行し、地区安協の活動を中心に掲載して交通安全意識の高揚を図る。

また、当協会のホームページ及びSNS（インスタグラム）にも交通安全広報、交通安全活動等の情報を掲載する。

(5) ポスター、資料等の作成及び配布

ア 飲酒運転根絶広報啓発ポスターを作成し、関係機関・団体を通じて県民の目に触れる掲示を行い、飲酒運転根絶気運の醸成を図る。

イ 小学生を対象とした交通安全ポスターコンクールを実施し、その優秀な作品を掲載した交通安全カレンダーを作成し、県下全ての小学校に配布するなど、小学生に対する交通安全思想の普及・高揚を図る。

ウ 自転車の正しい交通ルールとマナーの普及・浸透を図り、自転車の交通事故を防止するため、県下の小学校4年生に対し、全日本交通安全協会作成の「自転車安全教室」（約3,000冊）を配布する。

(6) イベント会場等における広報、啓発活動

「ヴァンフォーレ甲府」や「山梨クインビーズ」のホームゲーム等、多くの県民が参加する場において広報を実施し、交通安全意識の徹底を図る。

4 交通安全教育

(1) 各地区交通安全協会、県警察及び各小・中・高等学校と協力し、交通安全教室を開催する。

(2) 二輪車に対する教育・訓練

ア 年間を通じて、県下の各高校に二輪車安全運転推進委員会の指導員等を派遣し、高校生を対象とした参加・実践型の教育・訓練を実施する。

イ 山梨自動車学校において二輪車通学の高校生を対象とした二輪車安全運転講習を実施する。

ウ 二輪車の安全運転を目的に、当協会が事務局となっている二輪車安全運転推進委員会が、全ての年齢層を対象とした二輪車ライディングスクールを年間12回開催する。

(3) 高齢者に対する教育・訓練

高齢者交通安全グラウンド・ゴルフ大会の開催時に、衝突防止機能等を搭載した、いわゆるサポートカー等を使った参加、体験、実践型の交通安全教育を実施するほか、高齢者講習の受講が必要な高齢者を対象とした免許証の更新手続きに関する研修やサポートカーの体験を行う交通安全教室を自治体と協力して開催する。

(4) 交通安全DVDの貸出

自治体や学校、賛助会員等に対して交通安全DVDの無料貸出を行い、交通安全教育の推進を図る。

(5) その他教育・訓練

刑務所、保護観察所、企業、団体等で実施する交通安全講習会に、その要請に基づいて講師を派遣し、交通安全教育を支援する。

5 交通安全のための支援事業の推進

(1) 各地区交通安全協会に対する交通安全啓発グッズの配付

飲酒運転根絶に特化した交通安全啓発グッズを一括購入して各地区交通

安全協会に提供し、街頭活動等において配布することにより、県下全域において統一した飲酒運転根絶の啓発活動を推進する。

(2) 新入学児童に対する交通安全グッズの配布

各地区交通安全協会を通じ、県下の全新入学児童に対し、反射材付バッグと傷害保険の付いた交通安全教本の黄色い手帳を配布する。

(3) チャイルドシートの無償貸出

チャイルドシート着用の徹底を図るため、当協会会員に対してチャイルドシートを無償貸出する。

(4) 高齢運転者に対する運転経歴証明書の発行・助成

高齢運転者の交通事故防止の一環として、当協会会員が運転免許証を自主返納した際、「運転経歴証明書」の交付手数料及び申請用写真を助成し、高齢者の免許証返納を促進する。

(5) 老人クラブ連合会に対する反射材の配布

反射材付タスキを山梨県老人クラブ連合会に贈呈し、高齢者に着用を促し、反射材の普及に努める。

6 各種委員会の活動活発化と指導の強化

(1) 地域交通安全活動推進委員に対する資機材の提供

地域における交通安全活動のリーダーとして活動する「地域交通安全活動推進委員」に対し、活動の充実と的確な運営を図るために必要となる資機材を提供する。

(2) 各種委員会の会議等の開催

二輪車、自転車事故防止のため、関係機関及び団体で構成する「山梨県二輪車安全運転推進委員会」、「山梨県自転車安全教育推進委員会」の会議等を開催し、活動の活発化を図る。

7 交通安全功労者等の表彰

(1) 交通栄誉章「緑十字金章、銀章、銅章」の表彰上申

(2) 関東管区警察局長、関東交通安全協会連合会会長連名表彰上申

(3) 山梨県警察本部長、山梨県交通安全協会会長表彰

(4) 地区交通安全協会女性部、支部表彰及び二輪車安全運転推進委員会指導員表彰

第2 交通安全関連団体支援事業

1 各地区交通安全協会への協力・支援

(1) 交通安全活動の企画、立案、経理等委託事務の支援

(2) 地区交通安全協会、女性部活動への助成

- (3) 地区交通安全協会の交通安全活動への資器材の貸与
- (4) 各警察署、地区交通安全協会や学校へのポスター等の広報資料の配布
- 2 他機関・団体が行う交通安全活動への協力・支援
 - (1) 視覚障害者の安全確保を目的とした、全日本交通安全協会の支援による「視覚障害者用交通信号機付加装置」の設置
 - (2) 各種団体等への交通安全活動の支援・協力
 - ア 山梨県安全運転管理者協議会が開催する「安全運転コンクール」への協力
 - イ 高速道路交通安全協議会の活動支援
 - ウ 被害者支援センターやまなしへの支援
 - エ 山梨県暴力追放運動推進センターへの支援
 - オ 山梨県自転車軽自動車商協同組合の活動支援
 - カ 山梨県交通安全対策協議会主催の「セーフティードライブ・チャレンジ 1 2 3」への支援
 - キ 報道機関 U T Y、N N S、F M フジ、Y B S 等の交通安全キャンペーンの後援

第3 交通安全活動推進センター等の活動と事業

道路交通法第108条の31に基づき、「山梨県交通安全活動推進センター」として道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的に、次の活動を推進する。

- 1 適正な交通の方法、交通事故防止その他道路における交通の安全に関する事項についての広報活動
- 2 適正な交通の方法、交通事故防止その他道路における交通の安全についての啓発活動
- 3 交通事故に関する相談
- 4 運転適性指導
- 5 道路における交通の安全と円滑に資するための民間の自主的な組織活動への支援
- 6 地域交通安全活動推進委員に対する資器材の提供
- 7 地域交通安全活動推進委員協議会の事務について連絡調整を行う等その任務遂行の支援
- 8 道路使用許可申請に基づく道路又は交通の状況についての調査
- 9 パーキングチケット発給設備の管理

第4 その他支援事業

1 各地区交通安全協会会員が交通安全活動中に死傷等した場合の傷害保険事業、交通災害見舞金制度の支援

2 会員への支援

(1) 普通会员

免許取得時や更新時等において、普通会员の加入促進を図り、交通安全活動のより一層の活発化を推進するため、会員に対して次の支援を行う。

ア 協賛店制度による協賛店加盟店におけるサービス等の提供

イ 弁護士による交通事故無料法律相談

ウ 交通事故見舞金の交付

エ 運転免許証ケースの進呈

オ 交通安全グッズの進呈（飲酒運転防止スローガンを印字）

カ チャイルドシートの無償貸出

キ 経歴証明書の申請補助

ク 高齢会員への運転免許証失効防止及び

高齢者講習詳細案内通知の送付（新規）

ケ 緊急脱出用ハンマーの割引販売

コ 新規免許取得者の原付会員に対するワイヤーロックの進呈とオイル交換の割引

(2) 賛助会員

各事業所、団体の賛助会員への加入促進を図り、広く交通安全思想を浸透するため、賛助会員に対して次の支援を行う。

ア 年1回の交通安全講習の実施

イ 全日本交通安全協会の機関紙と当協会の交通安全情報やまなしの配布

ウ 交通安全DVDの無料貸出

エ 山梨自動車学校の特別割引

オ ホームページ、交通安全情報やまなしへ等における会員の紹介

カ 優秀会員に対する交通安全大会での表彰の実施

その他事業（収益事業）の部

第1 交通安全講習事業（各種講習に関する取り組み）

県公安委員会、県警察から委託を受けた免許関係等に関する以下の業務を実施する。

- 1 運転免許更新時講習（優良、一般、違反、初回）
- 2 取消処分者講習
- 3 停止処分者講習（短期、中期、長期）
- 4 違反者講習
- 5 初心運転者講習
- 6 運転免許を受けようとする者に対する講習（応急救護措置講習等）
- 7 安全運転管理者講習
- 8 その他、新規運転免許取得者に対する講習

第2 山梨自動車学校の経営に関する事業

- 1 全車種の運転技能及び学科教習の実施
- 2 高齢者講習の実施

70歳以上75歳未満の更新者に対しては高齢者講習を、75歳以上の更新者に対しては高齢者講習と認知機能検査を同日に行い、高齢者の立場に立った親切丁寧な高齢者講習を実施する。

- 3 受託事業の実施

県公安委員会、県警察等から受託や指定を受けた、普通車、二輪車、応急救護措置、違反者（実車）、初心運転者講習及び仮運転免許に関する事務を適切に実施する。

- 4 各種コンクール等への協力

山梨県安全運転管理者協議会等が主催する安全運転コンクールに協力し、教習コースの開放、教習車両の貸出及び技能指導を実施する。

- 5 県警察試験コースの適切な民間開放業務の推進

山梨自動車学校が管理等の委託を受けている県警察の試験コースは、土・日・祝日に民間へ開放されていることから、山梨自動車学校では、開放の趣旨と県民の利便を踏まえた適切な運営を推進する。

第3 運転免許関係事務事業

- 1 運転免許証更新通知業務
- 2 高齢者講習通知業務
- 3 運転免許証更新申請書複写等の業務
- 4 警察署運転免許窓口業務
- 5 免許写真撮影業務
- 6 免許証郵送業務

第4 その他収益事業

- 1 収入証紙の販売
- 2 交通安全資機材、交通安全グッズの販売
- 3 自動販売機の取り扱い
- 4 土地賃貸